

平成19年10月29日（月）

枚方市議会 全員協議会 記録

枚方市議会全員協議会 会議録目次

平成19年10月29日（月）

出席議員	1
出席理事者	1
事件名	1
開議宣告（午前10時41分）	2
全員協議会の傍聴並びに撮影を許可する旨の大隈恭隆議長の発言	2
竹内 脩市長のあいさつ	2
「第2清掃工場建設工事に関する調査委員会等について」	2
奥野 章理事兼総務部長の説明	2
寺農 斉重点プロジェクト推進部長の説明	5
本件に係る質問は代表質問等で行う旨の大隈恭隆議長の発言	8
散会宣告（午前11時8分）	8

枚方市議会全員協議会 会議録

平成19年10月29日（月曜日）

出席議員（34名）

1番 榎本正勝	13番 出来成元	25番 岡林 薫
2番 前田富枝	14番 高橋伸介	26番 有山正信
3番 岡沢龍一	15番 池上典子	27番 大森由紀子
4番 野口光男	16番 伏見 隆	28番 小野裕行
5番 広瀬ひとみ	17番 福留利光	29番 池上公也
6番 石村淳子	18番 梶田義則	30番 出井 宏
7番 伊藤和嘉子	19番 大塚光央	31番 森 裕司
8番 中西秀美	20番 野村生代	32番 河西正義
9番 西村健史	21番 三島孝之	33番 西田政充
10番 堀野久兵衛	22番 鷺見信文	34番 堀井 勝
11番 高野寿陞	23番 松浦幸夫	
12番 千葉清司	24番 大隈恭隆	

出席理事者

市長	竹内 脩	環境事業部長	西尾和三
副市長	木下 誠	都市整備部長	脇田隆男
教育長	高野 勝	土木部長	梅崎 茂
水道事業管理者	内山 喬之	下水道部長	中東輝男
病院事業管理者	中島 輝治	重点プロジェクト推進部長	
理事	栗原 正夫		寺農 斉
理事兼総務部長	奥野 章	会計管理者	楠田 善一
危機管理部長	田淵 哲夫	水道局長	橘 保
行政改革部長	吉田 孝司	市民病院事務局長	人見 泰生
市長公室長	永田 久美子	教育委員会事務局管理部長	
企画財政部長	井原 基次		木村 和子
財務部長	横田 進	教育委員会事務局教育次長兼学校教	
市民生活部長	高井 法子	育部長	西村 俊雄
健康部長	久野 邦広	教育委員会事務局社会教育部長	
福祉部長	藤澤 秀治		伊藤 久治
環境保全部長	伊丹 均		

事件名

1. 第2清掃工場建設工事に関する調査委員会等について

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下 寿士	議事課長	山田 幸信
事務局次長	伊藤 隆	事務局スタッフマネージャー	五島 祥文

(午前10時41分 開議)

○大隈恭隆議長 ただいまから全員協議会を開き、第2清掃工場建設工事に関する調査委員会等について、理事者の説明を聴取します。

○大隈恭隆議長 協議に先立ち申し上げます。

本協議会の傍聴並びに撮影は、議長においてこれを許可します。なお、本会議場に確保した傍聴席を上回る傍聴希望者が来られた場合は、第4委員会室でモニタースピーカーによる傍聴を許可します。御了承願います。

○大隈恭隆議長 次に、市長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けします。竹内市長。

○竹内 脩市長 全員協議会を開催していただきまして、ありがとうございます。

去る5月29日に、第2清掃工場建設工事に関する談合被疑で大阪地検特捜部による市役所への捜査が入り、その後、小堀副市長の逮捕、起訴、中司前市長の逮捕、起訴、そして辞職と、市制始まって以来の危機的な状況を迎えたところであります。市民の皆様を初め議員の皆様や関係者の皆様には、多大な御迷惑、御心配をおかけし、市政への信頼が失われたことにつきまして、大変残念に思っております。

先ほどの所信表明でも触れさせていただきましたが、私は、このたびの談合事件を真摯に受け止め、一刻も早く清潔で公正な市政を確立して、市政の混乱をおさめ、市役所が一丸となって市民のニーズに的確にこたえる市政を展開することで、失われた市民の信頼を回復したいという強い決意で、いわゆる出直し選挙に臨み、9月23日、市長に就任させていただいたところであります。

談合問題につきましては、談合防止対策の構築、提言に向け、引き続き調査委員会での調査、検討を行っていただき、このことを踏まえ、より一層の公平性、透明性の向上に向けた対応策を早期に確立するとともに、市民の信頼を一刻でも早く回復するため、最大限のあらゆる努力を図ってまいります。

本日は、談合問題及び調査委員会の経過と調査委員会の今後の進め方について及び第2清掃工場建設工事に関して新たに算出した棟別の積算金額につきまして、それぞれの担当部長から御報告させていただきますので、どうぞよろしくお聞き取りのほどお願い申し上げます。

甚だ簡単ではありますが、全員協議会開会冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○大隈恭隆議長 これから協議に入ります。

○大隈恭隆議長 第2清掃工場建設工事に関する調査委員会等についてを議題とします。

理事者から順次説明を求めます。奥野理事。

○奥野 章理事兼総務部長 第2清掃工場建設工事に関する調査委員会等につきまして、最初に総務部の方から御説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料の1ページ、談合問題及び調査委員会の経過をごらんください。

まず、談合問題の経過として、本年5月29日、第2清掃工場建設工事に係る談合被疑により、本市に大阪地検特捜部の捜査が入りました。5月31日に小堀副市長が逮捕、6月21日に起訴、翌22日には再度本市に捜査が入り、7月31日には中司前市長が逮捕、同日に3回目の市役所捜査が行われました。その後、8月20日には中司前市長が起訴、そして

9月10日をもって辞職といった、枚方市を大きく揺るがす憂慮すべき状況が続きました。

公判につきましては、9月14日に行われました平原元警部補の公判から順次進んでおり、小堀副市長の初公判も9月21日午後に行われたところでございます。その中で、検察の冒頭陳述は行われず、期日間整理手続に移ったため、現時点では、次回以降の公判日程は決まっておられません。中司前市長につきましては、公判を開くことなく期日前整理手続に入っており、初回の公判期日も決まっていない状況でございます。

こういった経過をたどっておりますが、失われた市民の信頼を一刻でも早く取り戻すため、中司前市長のもと、談合問題を客観的かつ徹底的に検証していただくための調査委員会を立ち上げようとしたしました。

しかし、前市長自身が談合問題の渦中にあつたことから、一線を画し、より客観的な観点からの調査、検証を進めるために、委員会に関する職務権限を木下副市長に委任した上で、7月17日に、外部有識者による第2清掃工場建設工事に関する調査委員会の設置要綱を制定したところでございます。

次に、調査委員会の概要について、御説明させていただきます。

まず、委員構成でございますが、本委員会設置の経緯等を考慮し、委員への就任依頼に当たっては、本市とこれまでかかわりを持っておられない外部有識者5人の方をお願いし、7月24日付で委嘱をいたしました。

各委員の経歴につきましては、記載しておりますとおり、元最高検察庁検事、元公正取引委員会参与の弁護士、そして大学教授などの学識経験者となっております。

設置目的につきましては、第2清掃工場建設工事に関係して発生した談合問題の事実関係について調査するとともに、今後の談合防止対策について検討することを目的としました。

担当事務につきましては、談合問題の事実関係の調査、検証、談合問題における課題の抽出、今後の談合防止対策の構築、その他談合防止に関し必要と認める事項といたしました。

恐れ入りますが、2ページ、調査委員会の開催状況をごらんください。

第1回の会議を7月24日に、第2回の会議を9月4日に、第3回の会議を10月17日に開催いたしました。

各会議の概要でございますが、第1回会議では、委員の互選により、元最高検察庁検事の田中 豊弁護士が委員長に、摂南大学法学部長の金谷重樹氏が副委員長に選出されました。委員長就任に際しまして、田中委員長より、刑事裁判や検察の捜査が続いている中で、事実関係の調査は難しいが、談合防止対策の構築に向けて全力を尽くしたい旨の決意を述べられたところでございます。

第2回会議では、会議の公開、非公開に関して審議され、公判への影響や守秘義務との関係及び円滑な審議を担保することなどの理由から、会議の運営を非公開とされましたが、審議内容によっては公開するとされました。

一方で、情報提供を十分に行う必要があることから、市ホームページに迅速に掲載するとともに、会議終了後に委員長自らがブリーフィング（概要説明）の場を設定することとし、その中で、会議の概要などできる限りの情報提供を行うこととしました。

具体の審議としましては、本市における施設整備事業の事務処理過程を委員相互の共通認識としていただくため、一般的な施設整備の事務処理過程と第2清掃工場建設工事に係る事

務処理過程について、事務局から説明をいたしました。

第3回会議では、第2回に引き続き、事務処理過程について事務局から説明を行い、委員からは、平成5年7月設置の庁内委員会であります第2清掃工場建設検討委員会や平成14年2月設置の外部有識者を主な構成員とする第2清掃工場建設検討会議について、それぞれの役割や一連の事務処理過程についての確認が行われました。

以上が第3回までの調査委員会の会議の概要でございますが、今後は、事業部門、契約部門、計画・予算部門に区分して、それぞれの区分から課題を抽出していく予定でございます。

恐れ入りますが、3ページ、調査委員会の今後の進め方をごらんください。

前市長の辞職、新市長の就任など、本市を取り巻く状況は大きく変わり、一方では刑事裁判が既に進んでいることなどを踏まえまして、調査委員会の役割について、一定の整理を行ったものでございます。

1. 調査委員会に関する整理の表をごらんください。

先ほども申し上げましたように、さまざまな状況の変化はあるものの、談合防止対策を構築することには何ら変わることがないことから、委員会については継続して設置、運営するとしました。

委員への委嘱につきましては、竹内市長が新しく就任されたことから、委員会に係る事務に関する権限を本来の権限者であります市長に戻した上で、10月22日に改めて委員への委嘱を行いました。

また、委員会の名称、設置目的、担当事務につきましても、一定整理をいたしました。

小堀副市長、中司前市長の公判手続が進められている中、刑事事件に直結するような事実関係の調査、検証、認定につきましては公判に委ねるべきと判断し、今後の委員会の役割は、市内部の事務処理や意思決定の過程において談合が入り込む余地があったのか、なかったのかといったことなどを中心に調査、検証し、それらの結果を踏まえる中で、有効な談合防止対策を提言していただくことと考えております。

こういったことから、委員会の名称を調査・談合防止対策委員会に変更するとともに、その設置目的の一部を、事実関係についての調査から事務処理についての検証としましたが、所期の設置目的の方向性を変えるものではございません。

担当事務につきましても、事実関係の調査、検証から事務処理の検証に見直し、課題の抽出に関しましては、事務処理における課題の抽出と、加筆修正を加えました。

次に、2. 談合防止対策の構築・提言までのプロセスを、イメージ図として表しております。

課題の検証、抽出を、事務処理過程からと公判からとに区分し、抽出された課題への対応策を十分検討した上で有効な談合防止対策を構築し、最終的には市長に対して提言を行うことを明確化いたしました。

最後に、今後のスケジュールでございますが、この間、審議日程がとれなかった関係で、当初の予定より遅れておりますが、現時点では、第4回目の会議を11月7日に、第5回目を11月28日に、さらに、第6回目を12月12日に開催する予定でございます。

委員会からの報告につきましては、公判の状況なども考慮する必要があり、現時点でその時期については明らかにできませんが、市としましては、最終報告だけではなく、年内か、

もしくは年明け早々にでも、その段階で、一定、中間的な報告をいただければと考えております。

以上、簡単ではございますが、これまでの談合問題及び調査委員会の経過と調査委員会の今後の進め方につきましての御説明とさせていただきます。

○大隈恭隆議長 次に、寺農重点プロジェクト推進部長。

○寺農 齊重点プロジェクト推進部長 引き続き、重点プロジェクト推進部から、第2清掃工場建設事業における土木建築工事の工事費積算方法及び棟別の積算金額について、御説明させていただきます。

前回の全員協議会やその後の一般質問におきまして、2回目の工事費が1回目に比べ17億円増加した根拠についての質問をいただきました際に、1回目の積算では、工事費の目標としてきた予算額の41億円で土木建築工事を進めることが必要であったため、建屋規模の精査や一層のコスト縮減などに加え、他市の落札結果など実勢価格を参考にして、直接工事費を20%削減しましたが、2回目の積算では、直接工事費の20%削減が、不応札となった原因の一つとも考えられましたので、前回のような削減を行わず、材料見積もりなどの精査を行いながら積算したことにより増額となった費用と、次年度以降に予定しておりました管理棟、洗車棟などの建設工事費及び土木工事費を合わせ、その結果として約17億円の増額となったものと答弁させていただきました。

しかし、今回の談合被疑に関しまして、2回目の発注時に追加した工事内容と増額となった17億円の関係を明確にするべきだとの御指摘もあり、積算上の疑念を晴らす意味からも、さらに、市民の皆様には説明責任を果たす観点からも、棟別の工事費を対比できるように作成しお示いたしますとお答えしておりました。

詳しい積算内容などの設計図書は押収されておりますが、積算関係のデータが残っておりましたので、今回、そのデータをもとに、新たに一から棟別の数量を算出して積算を行い、1回目と2回目の工事費について対比ができる資料が整いましたので、説明させていただくものです。

まず、工事費の積算の仕組みについて、御説明いたします。

資料の4ページをお開きください。

この資料は、積算の構成を説明させていただくために添付しておりますもので、実際の積算の説明の前に一般的な積算をするに当たっての考え方を示したものです。

工事費の積算を行う場合は、基準となる図書がございます。積算に当たりましては、計上すべき当該工事費の積算について必要な事項を定め、適正な積算に資することを目的として監修された国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事積算基準や公共工事設計労務単価、物価資料などを利用しております。

工事費の積み上げを行う構成は図のとおりで、その区分は、直接工事費、共通費、消費税等相当額として積算を行います。

直接工事費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、今回の場合はさらに土木工事に区分しております。共通費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に区分します。

実際に積み上げ積算を行う直接工事費は、工事の目的物を造るために直接必要とする費用で、材料価格や機器類の価格に数量を掛け合わせて積算する方法、材料価格に労務費、機械

器具損料などを積算基準で定められた歩掛かりによって積算する方法、あるいは市場単価や見積もり価格に施工単位当たりの数量を掛け合わせて積算する方法などがあり、その価格を積み上げていくものです。

共通費は、いわゆる経費というもので、そのうち共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用、例えば敷地の測量を行う費用や敷地の整理に要する費用などの準備費、現場事務所や倉庫などの仮設建物に要する仮設建物費、安全標識、安全管理などに要する環境安全費等で構成され、積み上げて積算する方法と、直接工事費に対する比率で積算する方法があります。

現場管理費は、工事を管理するために必要な費用で、現場労働者などの労務管理に要する労務管理費、火災保険や工事保険などの保険料、現場従業員などの給与、諸手当に要する費用などです。

一般管理費は、いわゆる本社経費で、受注者の継続運営に必要な費用で、役員報酬、本社等の従業員に要する費用、その他保険料などです。

このように、工事費は、直接工事に要する直接工事費に共通仮設費、現場管理費、一般管理費を加えた工事価格に消費税等相当額を合算し、積算するものでございます。

それでは、今回提示させていただく棟別の積算金額の算定について、説明させていただきます。

資料5 ページの積算体系表をごらんください。

2回目の積算の体系と、今回棟別に分解するために行った作業のフローです。

資料5 ページの左側の表が積算金額の内訳を表す大項目の表です。1回目も2回目も、その内訳自体の項目の名称は同じものです。

同じく資料の中央が、2回目の積算を行った際の体系です。先ほど御説明いたしましたように、工事の目的物を造るための直接必要とする費用で実際に積み上げ積算を行う直接工事費の体系をお示しいたしました。例えば、大項目の建築工事1式は、中項目で1. の直接仮設から20. のユニット及びその他の項目に分かれ、それぞれ積算いたします。その中項目の金額となる根拠が小項目です。

この小項目で例として表示しています鉄筋については、建築1式に使用する各太さの鉄筋数量に単価を掛け合わせたものと、その鉄筋を加工し組み立てる費用、ガス圧接の費用など小項目を構成する要素をそれぞれ材料費や労務費などを掛け合わせて積算するもので、2回目の積算は、この時点で工場棟、煙突、受水槽、管理棟、洗車棟などそれぞれの棟別に積み上げることなく全体数量で積算しております。この全体数量で積算された金額が中項目に反映され、建築1式の構成要素となっている中項目のそれぞれの価格が出そろうと、その時点で工場棟や煙突などの建築工事の1式の価格となります。

このような積算を電気設備工事1式、機械設備工事1式でも採用しておりますので、棟別の価格が算定できる項目がありません。このようなことから、過去の答弁などで、棟別の積算は行っておりませんので資料がございませんと答弁させていただいてきたものです。

しかしながら、今回、談合被疑事件を受け、棟別の金額比較を行うべきであるという御意見を真摯に受け止め、お時間をいただいてもう一度積算の組み直しを行ったのが、資料5 ページの右側の棟別工事費を算出するための積算体系です。

その作業といたしましては、大項目、中項目の根拠となる小項目の各要素で積算を行った全体数量を、この時点で棟別に分解しました。例とさせていただきます鉄筋1式は、棟別に必要な各太さの鉄筋の数量を拾い出し、単価を掛け合わせたものを中項目に反映させております。そのことにより、中項目の構成要素が棟別の計算となり、その中項目を棟別に合算し積算金額を算定したもので、その結果を表に取りまとめましたのが、6ページの棟別積算金額一覧表でございます。

左側の欄は、1回目の積算内容を工場棟、煙突、受水槽、土木工事1に分けた金額でございます。中央の欄は、1回目と対比できるように、2回目発注時の積算価格を棟別に新たに算出した金額でございます。工場棟から土木工事1までは、1回目と同様の項目ですが、2回目発注時に追加した管理棟、洗車棟、計量棟、その他附属棟、土木工事2のそれぞれの金額です。

右側の欄は、1回目と2回目の棟別の積算金額の比較をしたものです。1回目の工場棟の棟別金額は34億1,873万8,567円であり、煙突、受水槽、土木工事1の各金額は記載のとおりでありまして、それらの小計は39億2,564万8,825円となります。

2回目の工場棟の棟別金額は42億9,481万2,195円でございます。工場棟から土木工事1までの小計は49億3,207万9,308円でございます。これらの工事内容はほぼ同一ですが、1回目で行っていた直接工事費の20%削減をもとに戻したため、その分が1回目と2回目の比較欄に記載しております。この金額が10億643万483円となります。追加工事分の管理棟、洗車棟、計量棟、その他附属棟、土木工事2の各々の工事費は記載のとおりで、それらの合計金額は7億1,688万7,238円でございます。

この中で、1回目は直接工事費に対して20%の削減をしておりましたが、2回目の積算金額は、正確に20%を復元した金額にはなっておりません。これは、直接工事費の違いによる共通費等の比率の違い、一層の見積りの精査、設計内容の見直し等を行ったため、多少の差が生じております。

このように、直接工事費の20%削減をもとに戻した工事費の約10億円と、次年度に予定しておりました管理棟、洗車棟、土木工事などの建設工事費の約7億円とを合わせて2回目の積算をいたしましたので、その結果として約17億円の増額となったものです。

以上が2回目の発注時の積算方法と棟別の積算金額についての説明とさせていただきます。ただいま2回目の積算体系を説明させていただきました。このように新たな積算体系という手法を採用いたしましたのは、実勢価格に応じ削減するということを公表していない中で、1回目の積算体系に踏襲して単純に金額だけをもとに戻した積算で発注することは、市全体の工事費積算に対する信用の低下につながる懸念がありました。

また、次年度に発注する工事を前倒しをして一括発注を行ったことについては、1回目の発注が不応札となったことによってさらに遅れが生じ、工事がふくそうする上、最終的な工期にまで支障を来すと予測されたことに加え、補正予算において、同じ内容の工事で単純に金額だけの増額を行うことが難しいことであると考えたことなど、当時、総合的に検討した結果でございます。よろしくお願いたします。

以上で、第2清掃工場建設工事における土木建築工事の工事費積算方法及び棟別の積算金額についての説明とさせていただきます。

○大隈恭隆議長 本件に対する御質問、御意見は、代表質問等をお願いします。

○大隈恭隆議長 以上で、本協議会の協議事件はすべて終了しました。

よって、全員協議会はこれをもって散会します。

(午前11時8分 散会)